資料１

令和7年度トラック地方協議会の取組について

令和８年2月１９日

福岡県地方協議会合同事務局

1. 昨年度の取りまとめ（取組方針）【概要】①

＜県内のトラック事業の課題等＞

- 令和6年度実施したアンケート結果より、取引事業者と協議している者とそうでない者とで運賃収受率に差が生じていることや、根拠資料を用いたり工夫した協議をすることで運賃アップに繋がる可能性があることなど、様々な課題等が見受けられた。

令和7年度の取組方針

✓ 令和5年度に構築された周知体制（協議会委員→事務局→行政機関等）を踏まえ、アンケート結果等を周知し事業者等（トラック事業者・荷主企業・一般消費者）**自らが行う物流の効率化・健全化に向けた自主的な取組の後押しを行う**。

＜アンケート取組方針＞※【資料1抜粋】

03. アンケート結果から見えた『今後の方向性』　【まとめ】

取組方針　アンケート結果を周知し、事業者自らが改善点を見いだし取り組む後押しを行う。

行政等

①アンケート結果を基に、認識にズレが生じている現状（標準的運賃の理解度・工夫した協議の実施等）を説明することで、今後の取引事業者との**取組の後押し**を行う。

②関係省庁と作成したリーフレット等を窓口に掲載し再配達削減にむけた取組の周知を行い、併せてトラックの現状も認知して頂く。





【リーフレット(国土交通省HPより)】

1．昨年度の取りまとめ（取組方針）【概要】②

＜周知体制を踏まえたイメージ図＞

●情報提供

【委員】

・商工会議所連合会
・経営者協会
・事業者団体
例）トラック協会●支部
等

●調整の実施
●周知の実施

【事務局】

・福岡労働局
・福岡運輸支局
・福岡県トラック協会

●周知の実施

【行政等】

・九州運輸局
・九州経済産業局
・公正取引委員会
・九州農政局
等

Step（1）





○物流に関する新たなセミナー等の開催を計画し【事務局】へ周知場（セミナー）の案内等をする。
○例年主催しているセミナーにて、周知するコマを設け周知場を提供。

Step（2）

○【委員】から提供のあったセミナーについて
①自ら講師としてアンケート結果等の周知を実施
②行政機関等に講師依頼の調整を実施



Step（3）

○講師として、法令・取組内容等について周知を行う。



2. 令和7年度の取組

取組　令和6年度アンケート結果等の周知

➢令和6年度アンケート結果・貨物自動車運送事業法等各法令改正の内容について周知。

	セミナー名	日時	主催	講師	参加者
①	県トラック協会筑豊支部研修会	令和7年4月10日	・福岡県トラック協会	・九州運輸局 ・福岡運輸支局	64名
②	県トラック協会北九州支部研修会	令和7年4月15日	・福岡県トラック協会	・九州運輸局 ・福岡運輸支局	64名
③	県トラック協会筑後支部研修会	令和7年5月2日	・福岡県トラック協会	・九州運輸局 ・福岡運輸支局	49名
④	北九州市物流懇話会	令和7年5月27日	・北九州市	・九州運輸局 ・福岡運輸支局	61名
⑤	県トラック協会福岡支部研修会	令和7年6月25日	・福岡県トラック協会 福岡支部	・福岡運輸支局 ・公正取引委員会 ・三井住友海上火災保険(株)	174名
⑥	県トラック協会タンクトラック・高圧ガス部会研修会	令和7年8月18日	・福岡県トラック協会	・福岡運輸支局	24名
⑦	県トラック協会利用運送・積合部会研修会	令和7年9月17日	・福岡県トラック協会	・物流ジャーナリスト	30名
⑧	県トラック協会福岡支部研修会	令和7年10月28日	・福岡県トラック協会 福岡支部	・福岡運輸支局 ・三井住友海上火災保険(株)	97名
⑨	県トラック協会法制・税制委員会勉強会	令和7年11月21日	・福岡県トラック協会	・九州運輸局 ・公正取引委員会	10名
⑩	県トラック協会経営改善研修会	令和7年12月12日	・福岡県トラック協会	・公正取引委員会	51名
⑪	交通事故防止セミナー	令和8年2月3日	・福岡県トラック協会	・福岡運輸支局	128名
⑫	県トラック協会ダンプ輸送部会研修会	令和8年2月10日	・福岡県トラック協会	・福岡運輸支局 ・三井住友海上火災保険(株)	16名
⑬	県トラック協会筑後支部研修会	令和8年2月24日 (予定)	・三井住友海上火災保険(株) (共催)福岡県トラック協会筑後支部	・福岡運輸支局 ・三井住友海上火災保険(株)	―
⑭	県トラック協会青年協議会南青会研修会	令和8年3月7日 (予定)	・福岡県トラック協会筑後地区青年協議会	・福岡県トラック協会	―



＜R7.6.25 県トラック協会福岡支部研修会＞



＜R7.10.28 県トラック協会福岡支部研修会＞

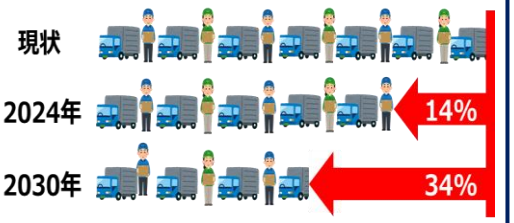
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年４月から適用される一方、物流の停滞が懸念される**「2024年問題」**に直面。
- 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

１．荷主・物流事業者に対する規制的措置　【流通業務総合効率化法】

○①**荷主**＊1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
＊1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

２．トラック事業者の取引に対する規制的措置　【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け＊2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**＊3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

＊2･3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

３．軽トラック事業者に対する規制的措置　【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習**受講、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）
- ○荷待ち・荷役時間の削減　年間125時間/人削減
- ○積載率向上による輸送能力の増加　16パーセント増加

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

○　ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
○　物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

１．許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、５年ごとの更新制を導入

２．「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

（※）貨物利用運送事業者についても同様に規制
（※）適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
（※）標準的運賃については廃止

３．委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

４．違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

担保

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

１．基本方針の策定

（１）体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

（２）財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

２．法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後３年以内を目途として講じる

３．物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

１．事業許可の更新制度の導入

○ **トラック運送事業の許可**は、**５年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。

○ **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を　新たに追加。

○ 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務**の一部を**独立行政法人に行わせる**ことができる。



（１）輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない**。

（２）更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。



（３）独立行政法人の詳細については、**今後３年以内を目途に決定**。

2．「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

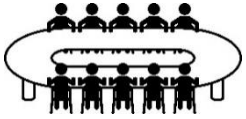
○ **国土交通大臣は**、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、**燃料費**、**全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費**、**減価償却費**、**輸送の安全確保のために必要な経費**、**委託手数料**、事業を継続して遂行するために**必要不可欠な投資の原資**、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、**「適正原価」を定め、告示することができる**。



（１）これに伴い、**「標準的運賃」は廃止**する。

（２）適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者についても設定することができる。

（３）適正原価の設定にあたっては、**運輸審議会への諮問**が必要。



2．「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

○ **トラック運送事業者**は、自らが**引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない**。 **受注者の義務**

○ **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その**利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない**。 **発注者の義務**



（１）一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

（２）事業許可の有効期間である**５年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案**し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。



３．委託次数の制限

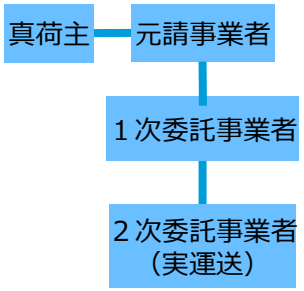
○ **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を２次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない**。



（１）元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、**「２次請け」＝再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。

（２）一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

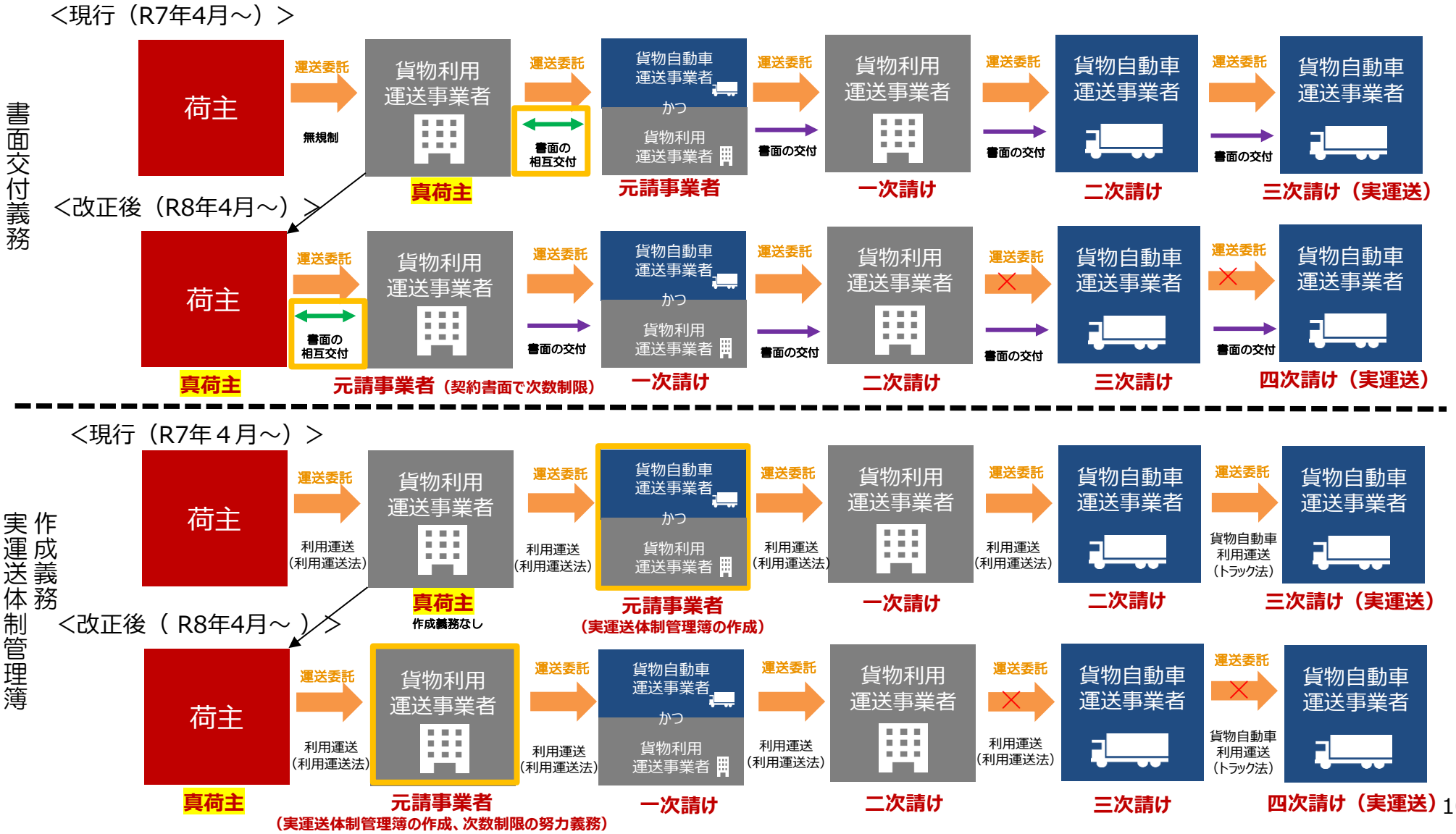
＜今後の取引構造＞



（３）その他、**運送契約書面の交付義務**、**実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）に対しても適用**されることとなる。

【参考】トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の**「真荷主」の定義が変更**されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。施行は令和8年4月1日です。



４．違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

○ **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を**委託してはならない**。
（これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。）



現在の法律では、違法「白トラ」で**運送した側が処罰対象**。また、**荷主側は幇助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象**。

その**範囲は狭く**、また、**立証も難しい**のが実情。



今後は、**荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得る**ため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。

４．違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

○ **違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等**に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



（1）**国土交通大臣は**、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施**。

①当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**要請** を実施

②当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表** を実施

（２）**関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



（３）**各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣に対して通知**。

5. その他

○ **トラック運送事業法**に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。

○ 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る **「物流政策推進会議」**と、その下に実務者会議を設置。



（１）トラック運送事業法の目的に、**「労働環境の適正な整備に留意すること」**を明記。

（２）トラック運送事業者の義務として、**「労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること」**を追加。　⇒　**許可更新の要件**にも含まれる

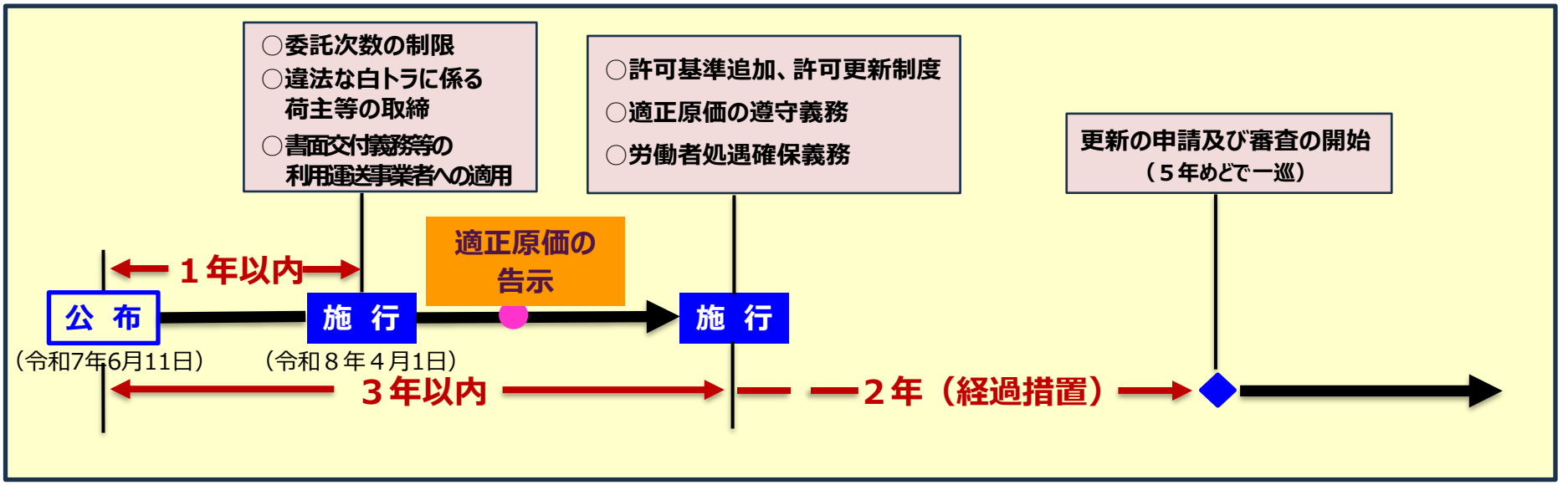
トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。



（３）「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長など**。

６．トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】

